

令和8年度

学校いじめの防止等
基本方針



京都市立朱雀第七小学校

京都市立朱雀第七小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第31条に基づき、さらに、国における検証及び「基本方針」の改定（平成29年3月）・京都市いじめの防止等取組指針の改定（平成29年9月）を受け、本校の基本的な方向、取組内容を見直し、策定するものである。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

学校では、「いじめ」の防止や早期発見に努めることは教職員の責務であり、万が一、いじめが発生した場合には迅速に対応し、一刻も早く被害児童の精神的・肉体的苦痛を取り除くことが肝要である。「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。そこで、全ての教職員が共通した認識の上に立って取組を進めていくために、いじめ防止等に関する基本方針を定めるものとする。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行う。

○朱雀第七小学校の教職員は、以下の行動理念をもって子どもの教育を行う。

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という、一貫した強い信念をもちます。
- ・「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識をもち、子どもの小さなサインを見逃さず、子どもの声にしっかりと耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもちます。
- ・日頃から、子どもとのふれあいを大切にし、一人一人の児童が安心して活動できる居場所や信頼関係の構築に努めます。
- ・教職員は常に子どもの立場に立ち、共感的に寄り添い、組織的に対応します。
- ・学校や子どもの様子を積極的に家庭や地域に情報発信し、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名又は校務分掌）※緊急対応時はこの限りではない。

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年代表・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・当該児童生徒が在籍する学年主任および担任

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(3) 開催時期

定例委員会…第4月曜日
臨時委員会…適宜（いじめ問題発生に応じて招集）

(4) 児童・保護者への周知方法

- ・児童については、5月の全校朝会において、いじめ対策委員会のメンバーを紹介する。また、全教職員で見守っていることや担任に限らず誰に相談しても構わないということについても知らせる。
- ・保護者及び地域へは、学校便りや学校ホームページ等で、いじめ対策委員会の役割や構成員等の情報を発信する。また、学校運営協議会へは6月に周知する。
- ・「朱雀第七小学校いじめの防止等基本方針」を策定したとき又は変更したときは、学校のホームページや学校だより等で公表する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・掲示物を作成し掲示する。
(学校教育目標・学年目標・学級目標、みんなのやくそく等)
- ・研究教科を中心に成果物を残し、学習の足跡を見合える工夫を行う。
- ・図書部を中心に、読書の意欲を高めることができる図書の充実を図る。
- ・児童同士が互いに認め合い、共に高め合う学習環境を整える。

イ 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・温かい人間関係に基づく学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・学習の目標を明確にし、児童がめあてをもって学習する授業を構成することにより、児童の主体的な学びをめざす。
- ・学習の中に意図的に交流の場を設定し、協働的な学習を通して、互いの考えを聞き合い、良さを知ったり違いを認め合ったりし、相互理解を深める。
- ・どの子も自分の思いや考えを伝えられる場面を授業の中に取り入れる。
- ・聞く態度の育成を徹底し、安心して意見を表明し合える雰囲気大切に作る。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、道徳教育全体計画をもとに教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施を行う。
- ・「考え、議論する道徳」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れた道徳教育を推進する。
- ・こころの日（毎月1日）の取組（人権学習）において、自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組の充実を図る。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習を計画的に実施する。
- ・人権問題について保護者の正しい認識と理解を図り、家庭においても人権問題が正しく受け止められる基盤をつくることができるようにする。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施（朱雀フォーラム）
- ・キャリアパスポートを活用し、学年の最後や卒業時を想定して、自分を見つめたり振り返ったりする機会とする。
- ・学校行事や学年・学級の行事の感想や学級会の振り返り等、道徳性を踏まえた自分の考えを書き残す。

エ 児童が自主的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会が中心となって、学校をよりよくしていく取組を計画、実施し、主体的に活動する取組を進める。
- ・児童会が中心となり「1年生を迎える会」「6年生を送る会」等様々な児童集会を行うことで、集団の一員としての自覚を深め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・学級での係活動を創意工夫した活動にし、自己有用感や自己肯定感を高める。
- ・学校行事（運動会等）を通して、人間関係づくりを行う。
- ・学年や学級の行事（学年発表や学級集会）を通して、仲間づくりを行う。
- ・宿泊学習や校外学習を通して、仲間づくりを行う。

オ 児童同士の絆づくり

- ・毎月の「こころの日」のテーマを基に学んだことを、人権の掲示板に掲示するとともに、朝会でも各学年の学びを伝え合うことができるようにする。
- ・朱七アイビー活動（兄弟学級での活動）を通して、望ましい人間関係の育成を図る。（アイビーペアを決めて、年間を通して交流する機会を設ける。）

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・教職員は、児童の変容や問題行動等の情報収集に努め、いじめ・不登校に関わる情報については、些細なことや疑いも含め、生徒指導主任に報告し、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、職員会議において全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報を共有する。また、抜け落ちがないよう、話し合った内容については記録し、全教職員に伝える。
- ・家庭訪問や懇談の場を活用し、家庭と学校が情報を共有し、同じ方向を向いて児童の健全な育成に対処する基盤を作る。

イ 児童に対する定期的な調査

- ・いじめに関するアンケート（記名式）を年2回（5・11月）実施し、いじめの兆候の早期実態把握を行う。
- ・4～6年生の、クラスマネジメントシートもアンケート後に実施する。
（6・11月）学級経営の状態を把握し、学級経営の見直しを図る。（交友関係や担任との関係をより深く分析する）
- ・学校評価の児童によるアンケートを年2回（7・12月）実施する。

ウ 教育相談の実施

- ・6月と11月に、「教育相談週間」を設定し相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。
- ・いじめ対策委員会と養護教諭、SC、SSW・教育相談主任が連携し、児童が相談できる環境を作る。
- ・養護教諭が教育相談主任と相談し、日常的に教育相談できる体制を整える。
- ・保健室来室の様子を共有し、養護教諭と担任で連携をとりながら見守る。
- ・定期的な調査を行い、気になる児童に対しては、個別で話を聞く。
- ・健康観察を通して、気になる児童の報告があった場合も、個別で話を聞く。

エ 上記調査等の結果の検証および組織的な対応

- ・生徒指導主任及び、それぞれの学年で初期対応するとともに、即時管理職に報告し検証する。確実に全教職員に報告し、全体で見守る。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

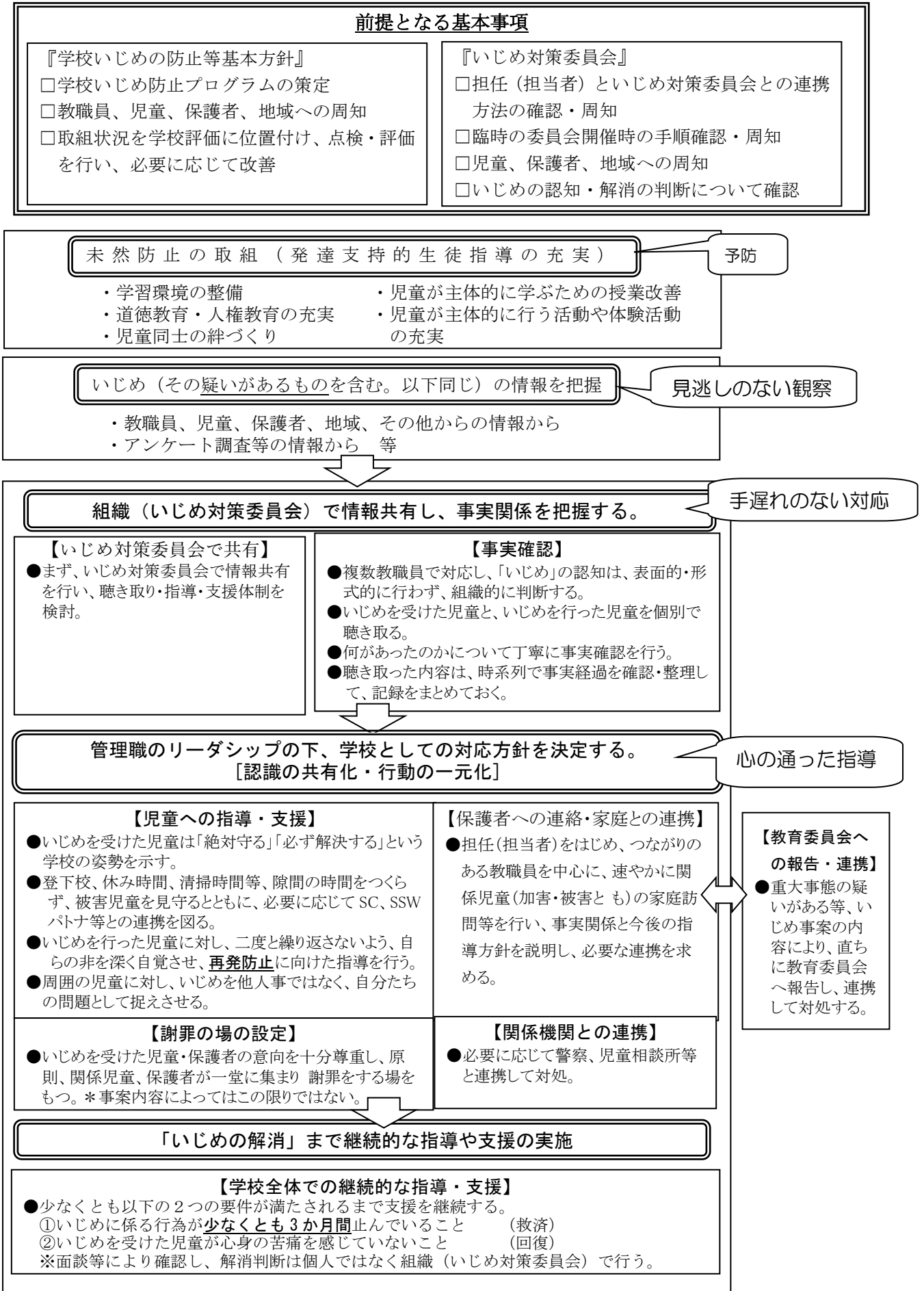
ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。特定の教職員が、いじめに関わる情報を抱え込むことのないように、学校組織としてその解決に当たる。

その際「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認、被害児童の支援や加害児童の指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

各教職員は、いじめに関わる情報を適切に記録しておく。学校組織として情報共有を行い、被害児童を徹底して守り通す。

イ いじめ事案に対する組織的な対応と流れ



ウ インターネットを通して行われるいじめへの対応

- ・書き込みや画像の削除、SNSへの対応など、被害の拡大を防ぐために書き込み等の削除を迅速に行う。
- ・児童の実態に即して指導を行う。
- ・学校・保護者だけで解決困難な事例の際は、警察等の専門機関との連携を行う。
- ・全学級で情報モラル教育を積極的に行い、未然防止を図る。
- ・「非行防止教室」や「情報モラル教室」等、通信機器関連の外部講師に依頼するなど、ネット社会の現状と課題についての学習機会を設ける。
- ・子どものケータイやスマートフォン、コンピュータ等の利用において家庭内で約束やルールを決めるなどの防止策をとるよう、機会あるごとに啓発する。

エ 「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめ事象確認後3ヶ月は、全教職員で見守り続ける。いじめを受けた児童、いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、その状況を定期的な「いじめ対策委員会」で情報共有と組織的な動きを構築する。
- ・SCやSSWからのアドバイスを受けながら、学校として適切な措置を講じる。
- ・登下校、朝学習や休み時間、掃除時間など複数の教職員による校内巡視を実施し、児童を見守る。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

「いじめの防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発見時の適切な対策等に対し、校内研修の充実を図る。全ての教職員の共通理解を図るために、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

イ 実施時期

- ・ 4月 朱雀第七小学校いじめの防止等基本方針の共通理解と徹底
- ・ 5月 各学級の学級経営案及び見守りたい児童の情報交換・共有
- 8月 夏季研修による児童理解の研修
- ・ 10月 各学級のアンケートを基にした研修
- ・ 11月 冬休みのくらしについての研修
- ・ 2月 学校評価やアンケートの結果を基にした研修

4 保護者・地域・関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信

- ・学校評価アンケートを年2回行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・道徳の学習の様子を学年だよりや学級だより、ホームページで随時発信する。
- ・PTAとの連携のもと、いじめ問題や「いじめの防止対策推進法」、「朱雀第七小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるために、懇談会や地域生徒指導連絡協議会等にて周知していく。
- ・スクールガードリーダーや少年補導委員等の学校に関連している団体や地域の団体との連携を密にしておく。
- ・SCやこども相談24時間ホットラインなど、具体的な相談窓口をお知らせする。

イ 保護者・地域への啓発

- ・家庭訪問や懇談等の場を活用し、保護者から家庭での児童の様子を聴き取るとともに、学校での様子を伝え、保護者、家庭と学校が情報を共有し、共同して児童の育成に対処する基盤を作る。
- ・道徳や人権学習の授業参観への呼びかけを進める。
- ・PTAとの連携のもと、いじめに関する研修や、スマートフォン、その他IT機器に関する研修等を行う。
- ・より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会やPTA、地生連などに積極的に情報を提供するなど連携を促進する。

ウ 保護者・地域との協同の取組

- ・学校運営協議会の各委員会の取組
- ・少年補導主催ドッジボール大会・卓球大会など
- ・見守り隊の方々による登校、下校の見守り
- ・区民運動会

エ 関係機関との連携

- ・事案によっては、中京警察署少年係との連携を図り、被害児童の身の安全を最優先させるとともに児童相談所との連携も図り、被害児童・加害児童の精神的ケアを図る。

5 重大事態が発生したときの対応

(1) 基本的な考え

いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い、重大事態に至ることのないよう全力を尽くすことが求められる。万一重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、対処方法を共有して迅速に対処する。本校が調査主体となる場合には、いじめを受けた児童や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、児童への聴取や質問票のその他の適切な方法により、当該事態に係わる事実関係を明確にし、必要な情報を適切に提供する。

重大事態が発覚したときの対応

<ul style="list-style-type: none"> ・京都市教育委員会への速やかな報告と相談、調査主体等の協議 <p>＜重大事態の法における定義＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき <p>※ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いがあるものとして報告・調査等にあたる。</p> <p><u>学校が調査主体の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の下に重大事態の調査組織を設置 ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施 ・必要に応じた適切な保護者への情報提供 ・京都市教育委員会への調査結果の報告 ・調査結果を踏まえた必要な措置 ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進 <p><u>京都市教育委員会が調査主体の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・重大事態の防止のために、被害児童の保護を最優先に考えた対応をし、加害児童には責任ある指導をする。また、その事実確認をした内容や指導した内容を保護者に連絡をし、京都市教育委員会に報告する。 ・周りにいた児童にも自分ごととして捉えさせ、学級や学年の集団への指導も行う。
--

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、予定を変更や計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議の開催や教職員の資質能力向上のための校内研修等	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発・関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議(学校教育方針の共有・学校いじめの防止等基本方針の共有・年間計画と役割の明確化) ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 ・生徒指導研修会 「年間指導計画」「学校のきまり」 ・人権教育、道徳教育研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き こころの日 キャリアパスポートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式後保護者説明 ・授業参観① ・学級懇談会① (1年間のめあて)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケート、クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ・生徒指導研修会 「学級経営方針、見守りたい児童の共通理解」 	<ul style="list-style-type: none"> 6年修学旅行 朝会（憲法月間・いじめ対策委員会の紹介） 1年生を迎える会 こころの日 3年校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめに関するアンケート実施（記名式）5月下旬 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間（学校だよりで啓発・学校いじめの防止等基本方針の周知）

6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談実施に向けて」 	<p>こころの日 読書週間の取組（アイビー読み聞かせ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集約と共有 ・教育相談週間（個別面談）①6月上旬 ・第1回クラスマネージメントシート実施（4～6年） ※教育相談週間2週間後を目途に6月下旬に実施 ・学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明①（学校経営方針・年間計画・いじめ防止等基本方針の共有） ・休日参観② ・朱七教育説明会（学校いじめの防止等基本方針の周知）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「アンケート、クラスマネージメントシートの結果共有」 	<p>こころの日 町別児童集会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童による学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会①
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認」 ・夏季生徒指導研修会 「学級経営や見守りたい児童の様子等の共通理解」「4月～7月のいじめ事案の共有」「いじめ防止プログラムの確認」「クラスマネージメントシートによる児童理解」 			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」 	<p>こころの日</p>	<p>1学期のクラスマネージメントや教育相談の結果によって「こころとからだのアンケート」を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観③
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケート、クラスマネージメントシートの実施に向けて」 生徒指導研修会 「アンケート結果の共有」 ・職員会議 「学校評価の結果・分析の共有」 	<p>こころの日 運動会</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で経過報告② （取組の様子、学校評価結果から・学校関係者評価）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「人権月間の取組について」 ・生徒指導研修 「冬休みのくらしについて」 	<p>こころの日 学習発表会 朱雀フォーラム 5年山の家 5年非行防止教室 4年モノづくりの殿堂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめに関するアンケート実施（記名式）11月上旬 ・教育相談週間（個別面談）② ・学年集約と共有・ ・第2回クラスマネージメントシート実施（4～6年） 	

			※教育相談週間2週間後を目途に11月下旬に実施 ・学年集約と共有	
12	・いじめ対策委員会⑨ 「アンケート、クラスマネジメントシート、教育相談結果の共有」「人権月間の取組の振り返り」	人権朝会 こころの日	・児童による学校評価	・個人講談会②
1	・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の共有」	こころの日	2学期のクラスマネジメントや教育相談の結果によって「こころとからだのアンケート」を実施	
2	・いじめ対策委員会⑪ ・生徒指導研修会 「見守りたい児童の変容と来年度への課題」「春休みの暮らしについて」 ・職員会議 「学校評価の結果・分析の共有」	こころの日 給食週間の取組 読書週間の取組（アイビー読み聞かせ）		・新1年保護者説明会 ・授業参観④ ・学級懇談会② （一年間のまとめ）
3	・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認」 ・職員会議 「次年度の基本方針の確認」	こころの日 6年生を送る会 町別児童集会 6年情報モラル教室キャリアパスポートの記入		・学校運営協議会で経過報告③（学校評価結果より・学校関係者評価・1年間のまとめ）